

第25回全国障害者スポーツ大会
青森県準備委員会

第3回会議



「アップリート君」

青の煌めき^{きら}あおもり障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第25回全国障害者スポーツ大会

書面開催資料

書面決議書締切：令和3年9月6日（月）

第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会

第3回会議 目次

○委員名簿		P 1
○報告事項		
報告事項 1	第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会 役員及び委員の変更等について	P 2
報告事項 2	第25回全国障害者スポーツ大会 青森県準備委員会会則の改正について	P 3
報告事項 3	第25回全国障害者スポーツ大会 マスコット等使用取扱規程の制定について	P 8
○審議事項		
第1号議案	第25回全国障害者スポーツ大会 青森県準備委員会の役員の選出について	P22
第2号議案	第25回全国障害者スポーツ大会 青森県準備委員会令和3年度事業計画（案）について	P23
第3号議案	第25回全国障害者スポーツ大会 青森県準備委員会令和3年度収支予算（案）について	P24
○協議事項		
協議事項 1	第25回全国障害者スポーツ大会 会場地案について	P25

第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会 委員名簿

委員会 役職	分野	団体名及び役職名	氏名
会長	障害者	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会 会長	ひがしやま くにお 東山 国男
副会長	団体	一般社団法人青森県手をつなぐ育成会 理事長	あべ ひろこ 阿部 弘子
委員	障害者	特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会 理事	なかじま みき 中嶋 実樹
委員	スポーツ	青森県障害者スポーツ指導員会 会長	ふくさわ かずひこ 福沢 和彦
委員	障害者 団体	一般社団法人青森県視覚障害者福祉会 会長	ささき ひでかつ 佐々木 秀勝
委員		一般社団法人青森県ろうあ協会 副会長	なかがわら てるのぶ 中川原 輝信
委員		青森県精神保健福祉協会 会長	たさき ひろいち 田崎 博一
委員		社会福祉法人青森県社会福祉協議会 事務局長	たかはし きんいち 高橋 金一
委員	学校教育	青森県特別支援学校校長会 会長	ならおか まもる 奈良岡 守
委員		青森県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会 会長	ふじた こうじ 藤田 浩司
委員	競技団体	公益財団法人青森県スポーツ協会 専務理事	おがさわら ひろし 小笠原 博
委員		一般財団法人青森陸上競技協会 副会長	たかだ ゆうじ 高田 雄司
委員		一般社団法人青森県水泳連盟 パラスポーツ委員会委員長	うちみ つとむ 内海 勉
委員		青森県アーチェリー協会 副会長	おだぎり みのる 小田桐 稔
委員		青森県卓球連盟 副理事長兼事務局長	ふじた さとる 藤田 暁
委員		青森県障害者フライングディスク協会 会長	さいとう まこと 齊藤 誠
委員		青森県ボウリング連盟 会長	こうりん しゅういつ 幸林 周逸
委員		一般財団法人青森県バスケットボール協会 理事兼事務局長	はらこ けいいちろう 原子 圭一郎
委員		青森県車椅子バスケットボール連盟 事務局長	たかすぎ かつひこ 高杉 勝彦
委員		青森県ソフトボール協会 理事長	あんどう ともふみ 安藤 智史
委員		青森県バレーボール協会 強化委員（障害者スポーツ担当）	こまつぎき しゆん 小松崎 瞬
委員		一般社団法人青森県サッカー協会 専務理事	おおみなみ ひろよし 大南 博義
委員		青森県ポッチャ協会 専務理事	くしびき こういち 櫛引 宏一
委員		輸送・交通	公益社団法人青森県バス協会 専務理事
委員	宿泊・観光	青森県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長	ふくし けいすけ 福士 圭介
委員		公益社団法人青森県観光連盟 専務理事	あきた よしのり 秋田 佳紀
委員	市町村	青森県市長会 事務局長	こしか つぐひと 小鹿 継仁
委員		青森県町村会 常務理事兼事務局長	はらた けいいち 原田 啓一
委員	県	企画政策部国民スポーツ大会準備室 室長	おがさわら ただよし 小笠原 忠儀
委員		教育庁学校教育課特別支援教育推進室 室長	さとう ちゅうぜん 佐藤 忠全
委員		教育庁スポーツ健康課 課長	いとう あきのり 伊藤 明徳

第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会 役員及び委員の変更等について

令和3年3月15日（前回書面会議開催日）から8月24日までの間における役員及び委員の変更等については次のとおりである。

○会長 （敬称略）

団体名及び役職	新任者	旧任者
一般財団法人青森県身体障害者福祉協会 会長	東山 国男	山田 金治

○委員 （敬称略）

団体名及び役職	新任者	旧任者
青森県特別支援学校校長会 会長	奈良岡 守	甲田 隆
公益社団法人青森県観光連盟 専務理事	秋田 佳紀	高坂 幹
青森県市長会 事務局長	小鹿 継仁	嶋口 幸造
教育庁スポーツ健康課 課長	伊藤 明德	谷地村 克久

○役職名 （敬称略）

氏名	新役職名	旧役職名
内海 勉	一般社団法人青森県水泳連盟 パラスポーツ委員会委員長	一般社団法人青森県水泳連盟 障害者委員会委員長

第 25 回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会会則

改正後全文（下線部分が改正箇所）

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 25 回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 25 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を青森県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 大会開催に向けた普及啓発に関すること
- (4) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること
- (5) その他大会を開催するために必要な準備に関すること

第 2 章 組織

(構成)

第 4 条 準備委員会は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 障害者福祉関係団体を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係ある者

2 委員は、無報酬とする。

(役員)

第 5 条 準備委員会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監事 若干名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、委員の互選によりこれを選出する。

2 副会長は、準備委員会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、準備委員会の承認を得て会長が委嘱する。

4 会長、副会長及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第 7 条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第 8 条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備

委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の準備委員会において報告する。

第3章 会議

(会議)

第9条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。
- 5 会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第10条 会長は、会議を招集するいとまがないとき、又は会議の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第11条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第12条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第13条 準備委員会の収支予算は、会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て会議の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第16条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、会議の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、会議の議決を経て処分する。

附 則

この会則は、準備委員会設立の日（令和2年11月20日）から施行する。

附 則（令和3年3月25日一部改正）

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会会則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(役員) 第5条 準備委員会には次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 1人 <u>(3) 監事 若干名</u></p> <p>(役員を選任) 第6条 会長は、委員の互選によりこれを選出する。 2 副会長は、準備委員会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。 <u>3 監事は、準備委員会の承認を得て会長が委嘱する。</u> 4 会長、副会長及び監事は、無報酬とする。</p> <p>(役員職務) 第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 <u>3 監事は、準備委員会の財務を監査する。</u></p> <p><u>第6章 財務</u> <u>(経費)</u> 第12条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。 <u>(予算及び決算)</u> 第13条 準備委員会の収支予算は、会議の議決により定め、収支決算は、 <u>監事の監査を経て会議の承認を得なければならない。</u> <u>(会計年度)</u> 第14条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31 <u>日までとする。</u> 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(役員) 第5条 準備委員会には次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 1人</p> <p>(役員を選任) 第6条 会長は、委員の互選によりこれを選出する。 2 副会長は、準備委員会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。 <u>3 会長及び副会長は、無報酬とする。</u></p> <p>(役員職務) 第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="248 205 416 233"><u>第7章 補則</u></p> <p data-bbox="181 245 259 272">(委任)</p> <p data-bbox="165 285 1104 355"><u>第15条</u> この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p data-bbox="181 368 259 395">(解散)</p> <p data-bbox="165 408 1104 477"><u>第16条</u> 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、会議の議決を経て解散するものとする。</p> <p data-bbox="165 489 1104 560">2 <u>準備委員会が解散するとき有する残余財産は、会議の議決を経て処分する。</u></p>	<p data-bbox="1218 205 1386 233"><u>第6章 補則</u></p> <p data-bbox="1144 245 1223 272">(委任)</p> <p data-bbox="1128 285 2067 355"><u>第12条</u> この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p data-bbox="1144 368 1223 395">(解散)</p> <p data-bbox="1128 408 2067 477"><u>第13条</u> 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、会議の議決を経て解散するものとする。</p>

第 25 回全国障害者スポーツ大会マスコット等使用取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 25 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催に当たり、第 25 回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会（以下「県委員会」という。）が定める大会のマスコット等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程においてマスコット等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県委員会が定める大会マスコット
- (2) 大会愛称・スローガンその他県委員会が定める規定書体

(使用許可権限の行使)

第 3 条 前条に規定するマスコット等については、県委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。

(公共目的による使用)

第 4 条 マスコット等の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、県委員会会長（以下「会長」という。）は公共目的と認め、無償で使用させることができる。

- (1) 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は大会の開催に寄与すると認められるとき。
- (2) 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき。
- (3) 一般へのスポーツ又は大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- (4) 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- (5) その他会長がスポーツ活動及び大会開催に寄与すると認めるとき。

(公共目的による使用の申請及び報告)

第 5 条 マスコット等を公共目的により使用しようとする者は、あらかじめ「マスコット等公共目的使用許可申請書（様式第 1 号）」を会長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 大会の開催のために市町村が設置する準備（実行）委員会が使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体が使用するとき。
- (3) 公益財団法人青森県スポーツ協会、特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会、特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーション連盟及び青森県内の市町村体育・スポーツ協会又はこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
- (4) 大会においてオープン競技を実施する団体が使用するとき。
- (5) 県委員会の構成団体が使用するとき。
- (6) 保育所又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に掲げる学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条による認定こども園が使用するとき。
- (7) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(8) その他会長が認めるとき。

- 2 前項の規定により許可を得た者及び第1号から第6号、第8号のいずれかに該当する者がマスコット等を公共目的に使用したときは、各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに「マスコット等使用報告書」(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

(公共目的による使用の許可)

第6条 会長は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

- (1) スポーツ及び大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) マスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき。
- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) その他会長が不相当と認めるとき。

- 2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「マスコット等公共目的使用許可書」(様式第3号)をもって行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 前条第1項の規定により使用の許可を得た者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用权を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。
- (4) 原則として、マスコット等を使用する物件に許可番号を付記すること。ただし、その形状等から許可番号を付記することが困難な場合は、この限りでない。
- (5) マスコット等を使用する物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 使用許可された物件について、商標又は意匠登録の出願をしないこと。
- (7) 当該物件の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県委員会は一切の責任を負わない。

(許可内容の変更)

第8条 使用者が、許可内容の変更を希望する場合は、あらかじめ「マスコット等使用内容変更申請書」(様式第4号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 会長は、使用を許可した内容の変更を許可するときは、「マスコット等使用内容変更許可書」(様式第5号)により、当該使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の申請については、第4条から前条までの規定を準用する。

(実地調査等)

第9条 会長は、使用者に対し、使用状況について実地調査を行い、又はその使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

第10条 会長は、マスコット等の使用がこの規程又は許可内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。

- 2 前項の規定による許可の取り消しは、「マスコット等使用許可取消書」(様式第6号)をもって行うものとする。
- 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。
- 4 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。
- 5 会長は、許可を得ずにマスコット等を使用している者又は使用しようとしている者に対して、そのマスコット等の使用停止及び使用に係る物件の回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 6 県委員会は、前各項の規定による許可の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第11条 県委員会は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び実施に係る経費又は役務を負担しない。

- 2 県委員会は、マスコット等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、マスコット等の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年8月12日から施行する。

第25回全国障害者スポーツ大会
青森県準備委員会会長 殿

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
連絡先（担当者名、電話番号）

マスコット等公共目的使用許可申請書

下記のとおり、マスコット等を使用したいので、第25回全国障害者スポーツ大会マスコット等使用取扱規程第5条第1項の規定により申請します。

なお、使用にあたっては、同規程に定める事項を遵守します。

記

1 申請内容

使用目的	
使用対象物件	
使用方法	(種類・規格・数量等)
使用場所	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
作成数	

2 添付書類

- ・企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- ・申請者の概要が分かるもの（2回目以降は、内容に変更がなければ省略可）
- ・その他参考となる資料

第25回全国障害者スポーツ大会
青森県準備委員会会長 殿

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
連絡先（担当者名、電話番号）

マスコット等使用報告書

（ 年度）

No.	種別	使用目的	使用対象物件	使用期間	作成数	許可年月日	許可番号
1	公共目的						
2	公共目的						
3	公共目的						
4	公共目的						
5	公共目的						

- ・使用状況が分かる写真などの参考資料を添付すること。
- ・許可年月日及び許可番号については、申請による許可を受けたもののみ記入すること。

様式第2号（第5条第2項関係）別紙
（ 年度）

No.	種別	使用目的	使用対象物件	使用期間	作成数	許可年月日	許可番号
	公共目的						
	公共目的						
	公共目的						
	公共目的						
	公共目的						
	公共目的						
	公共目的						
	公共目的						
	公共目的						
	公共目的						

- ・使用状況が分かる写真などの参考資料を添付すること。
- ・許可年月日及び許可番号については、申請による許可を受けたもののみ記入すること。

様

第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会
会長

（公印省略）

マスコット等公共目的使用許可書

年 月 日付けで申請のあった、マスコット等の使用について、第25回全国障害者スポーツ大会マスコット等使用取扱規程第6条第2項の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 許可内容は、マスコット等公共目的使用許可申請書のとおりとする
- 2 マスコット等使用取扱規程を遵守すること
- 3 使用にあたっては、許可番号を付記すること
許可番号 青森障スポ承認第 号
- 4 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする
- 5 条件

※「5 条件」は、許可に際し、条件を付する場合に記載

年 月 日

第25回全国障害者スポーツ大会
青森県準備委員会会長 殿

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
連絡先（担当者名、電話番号）

マスコット等使用内容変更申請書

年 月 日付けで許可（許可番号 青森障スポ承認第 号）を受けた内容について、
下記のとおり変更したいので、第25回全国障害者スポーツ大会マスコット等使用取扱規程第8条
第1項の規定により申請します。

なお、変更後の使用に当たっては、同規程に定める事項を遵守します。

記

変更内容

様

第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会
会長

（公印省略）

マスコット等使用内容変更許可書

年 月 日付けで申請のあった、許可番号 青森障スポ承認第 号のマスコット等の使用内容の変更について、第25回全国障害者スポーツ大会マスコット等使用取扱規程第8条第2項の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 変更許可内容は、マスコット等使用内容変更許可申請書のとおりとする
- 2 マスコット等使用取扱規程を遵守すること

第 号
年 月 日

様

第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会
会長

（公印省略）

マスコット等使用許可取消書

年 月 日付けで申請のあった、許可番号 青森障スポ承認第 号のマスコット等の使用について、第25回全国障害者スポーツ大会マスコット等使用取扱規程第10条第2項の規定により取り消します。

第25回全国障害者スポーツ大会愛称・スローガン等規定書体

1 愛称

青の煌^{きら}めきあおもり障スポ

2 スローガン

翔ける未来へ縄文の風に乗って

3 愛称・スローガン等

青の煌^{きら}めきあおもり障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第25回全国障害者スポーツ大会

第25回全国障害者スポーツ大会マスコットキャラクター デザイン一覧
(R3.8現在)

<アップリート君 基本形>

右向き（顔正面）



正面



左向き（顔正面）



右向き



後ろ



左向き



<障スポ正式競技>

陸上競技



水泳



アーチェリー



卓球



卓球／サウンドテーブルテニス



フライングディスク



ボウリング



バスケットボール



車いすバスケットボール



ソフトボール



グラウンドソフトボール



バレーボール



フットベースボール



サッカー



ボッチャ



<その他>

手話



筆談



要約筆記



要約筆記 (パソコン)



第25回全国障害者スポーツ大会 青森県準備委員会の役員選出について

第25回全国障害者スポーツ大会準備委員会会則（以下「会則」という。）の改正に伴い、役員として新たに監事を選任するものである。

監事の候補者として、現在第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会の監事である3名を提案します。

監事 若干名
青森県 会計管理者 金 一啓
青森県市長会 事務局長 小鹿 継仁
青森県町村会 事務局長 原田 啓一

【第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会会則 抜粋】

（役員）

第5条 準備委員会には次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 1人
- （3）監事 若干名

（役員選任）

第6条 会長は、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 副会長は、準備委員会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、準備委員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 会長、副会長及び監事は、無報酬とする。

（役員職務）

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、準備委員会の財務を監査する。

第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会 令和3年度事業計画（案）について

第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会の令和3年度事業計画は、次のとおりとする。

1 開催準備業務

- (1) 各種基本方針等の策定
- (2) 会場地市町村の選定
- (3) 情報支援ボランティア養成事業
- (4) 競技役員等養成事業
- (5) 広報啓発

2 準備委員会の開催

年3回開催（予定）

3 各種調査の実施

- (1) 市町村及び競技団体ヒアリング
- (2) 先催県の情報収集

4 協議・連絡調整の実施

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び関係機関・団体との連絡調整

第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会 令和3年度収支予算（案）について

第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会の令和3年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

（単位：千円）

科 目	予 算 額	備 考
負 担 金	3, 5 8 1	青森県負担金
合 計	3, 5 8 1	

2 支出の部

（単位：千円）

科 目	予 算 額	備 考
事 業 費	2, 6 8 7	都道府県連絡会議参加事業費、情報支援ボランティア養成事業費、競技役員等養成事業費
事務局費	8 9 4	事務局運営費（準備委員会開催費）
合 計	3, 5 8 1	

次ページから「協議事項 1 第 25 回全国障害者スポーツ大会
会場地案について」の資料となりますが、会場地の選定につきましては関係市町との事前協議前であるため、案の内容につきましては一部非公表となります。

第25回全国障害者スポーツ大会 ^{きら} 青の煌めきあおもり障スポ 会場地案

第1回会議において決定した「第25回全国障害者スポーツ大会 会場地選定基本方針」に基づき、原則として第80回国民スポーツ大会の会場を使用することとし、全国障害者スポーツ大会の独自競技等については、競技団体等からの意見を踏まえ、競技が円滑に実施できる会場候補を選定し、会場地案を作成しました。

また、選手等の交通や宿泊における負担軽減や、競技会場内での練習会場の確保、全国的な機運醸成のための地域バランス等について、総合的に配慮し選定しています。

競技名	市町村	会場地
陸上競技(身・知)		
水泳(身・知)		
アーチェリー(身)		
一般卓球(身・知・精)		
サウンドテーブルテニス(身)		
フライングディスク(身・知)		
ボウリング(知)		
ボッチャ(身)		
バスケットボール(知)		
車いすバスケットボール(身)		
ソフトボール(知)		
グラウンドソフトボール(身)		
バレーボール(身)		
バレーボール(知)		
バレーボール(精)		
サッカー(知)		
フットベースボール(知)		

競技会場となる市町村及び施設名は
非公表です。